

1. 目的

ぱあとなあ埼玉の会員が専門職後見人として後見活動を行う際、自らの後見活動の内容について確認、及びその活動が適法、適正なものかの相互チェックの場を持つ事は必要である。そのため、会員が相互に情報を知り得る範囲の適当な領域をブロックとして、地域交流の活性化や会員相互の情報交換等がしやすい環境を整えることにより、会員の後見等活動の研鑽や、活動内容の振り返り及び確認の促進につながり、軌道修正が容易になることで、相互牽制やチェックの促進が活性化し、その結果として会員支援の一助となることを目的とする。

2. 名称の確認

本 部：ぱあとなあ埼玉運営委員会（運営委員 20 名）
 ブロック：4つの地域別ブロック（東部ブロック・西部ブロック・南部ブロック・北部ブロック）
 事務局：埼玉県社会福祉士会 事務所内（委員長、事務局員 2 名）

3. ブロックの分け方 ※家裁管轄地域参照

- ・会員は「居住住所地」または「職場住所地」を所属ブロックとして選択し事務局へ届出る。
 その他、会員の希望により「任意のブロック」を所属ブロックとして選択できる。
- ・所属ブロックの選択時期は「会員登録時」として、その後は変更があれば事務局へ届出る。
- ・「1 会員 1 ブロック所属」とする。
 ※原則、所属外のブロック参加も可能とする。

埼玉県内 4 ブロック 家裁管轄地域によるブロック分け

- ・ **東部**（越谷支部） 越谷市、春日部市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、北葛飾郡：杉戸町、松伏町
- ・ **西部**（川越支部） 川越市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、所沢市、狭山市、入間市、入間郡：三芳町、比企郡：川島町
 （飯能出張所） 飯能市、日高市、比企郡：鳩山町、入間郡：越生町、毛呂山町
- ・ **南部**（本庁） さいたま市、蕨市、戸田市、志木市、和光市、新座市、川口市、鴻巣市、上尾市、北本市、蓮田市、朝霞市、桶川市、北足立郡：伊奈町
 （久喜出張所） 久喜市、加須市、幸手市、白岡市、南埼玉郡：宮代町
- ・ **北部**（熊谷支部） 熊谷市、行田市、東松山市、羽生市、深谷市、本庄市、大里郡：寄居町、児玉郡：上里町、神川町、美里町、比企郡：滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、秩父郡：東秩父村
 （秩父支部） 秩父市、秩父郡：横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

4. ブロックの組織

「世話役」と「ブロック所属会員」とし、世話役については以下のとおりとする。

名称	人数	選出方法
世話役	<u>2名以上</u> とする(任期2年、再任可) ※内、1名は運営委員とする	・ブロック所属会員からの選出は、各ブロックによる方法とする。 ・内、1名は運営委委員